



農林年金からのお知らせ

農協・漁協・森林組合・厚生連病院・経済連 等にお勤め
だった方※1へ

「特例一時金」※2をお支払いしています※3

しかし、住所が未登録の方へ一時金を受け取るための手続き書類をお送りすることができていません!

農林年金の年金・一時金をまだお受け取りになっていない方は、今すぐ、お問い合わせください!

※1 平成14年3月31日までに1年以上の農林年金の組合員期間がある方で、過去に農林年金の年金・一時金請求をしていない方。(昭和12年4月1日以前生まれの方を除く)。対象団体は農協、漁協、森林組合、農業共済、厚生連病院、土地改良区、農業会議、たばこ耕作組合、農業信用基金協会など ※2 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律(平成30年5月25日)に基づき支給する特例一時金 ※3 公的年金制度の加入期間によって一時金をお支払いできない場合があります



お問い合わせください



フリーダイヤル

0120-199-155

受付時間: 9時~17時(土・日・祝日を除く)



農林年金

農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合

(農林年金)住所登録センター

東京都台東区秋葉原2-3

詳しくは「農林年金」で検索!

✉ kanrichoshu@norin-nenkin.or.jp

農林年金

